

親睦会等助成事業について

宇都宮共和大学
シティライフ学部同窓会

1. 趣旨

同窓生の間では、同窓会組織とは関係なく親睦会等の集まりが自主的に行われており、かねてよりこのような集まりに対する同窓会組織としての支援の要望が寄せられており、新たな取り組みとして議論がなされてきた。

本事業は、このような催しに対して同窓会として金銭的な支援を行うことで、会員の交流機会を増やし会の活性化を図るとともに、特定の会員への便益の偏りを改善し、広範な会員への還元性も期待できるものである。

また、申請や実績報告を経て公式に支援することで、一般会員と同窓会組織との接点が創出されることから、会の運営に直接的に関わる人員等の掘り起こしによる組織の安定や新たな事業展開につながり、会の持続可能性の向上が期待できる。

以上により、会員の自主的な親睦会等の集まりに対する支援「シティライフ学部同窓会親睦会等助成事業」を提案する。

2. 内容

同窓会会員の主催する親睦会等に対し、参加会員の人数に応じた金銭支援（助成金の支給）を行う。

※ 助成の対象、要件、金額等は別添の「シティライフ学部同窓会親睦会等助成事業に関する規程のポイント」参照

3. 実施時期及び予算

別紙「シティライフ学部同窓会親睦会等助成事業に関する規程」に基づき試行的に 2025 年度から実施を想定している。

2025 年度については、コロナ禍が明けて人の動きが活発化している社会情勢を鑑み、同窓会予算の繰越金の余剰分を一部上乗せした予算を計上したい。

次年度以降については、繰越金の余剰及び収入状況を踏まえた予算の範囲での継続を想定している。

宇都宮共和大学シティライフ学部同窓会親睦会等助成事業に関する規程

（目的）

第1条 本事業は、宇都宮共和大学シティライフ学部同窓会（以下、「同窓会」という。）の会則（以下「会則」という。）第2条の目的を達するため同第4条に掲げる事業の一環として、会則第5条に定める会員（以下、「会員」という。）が主催する各種会合やイベント（以下、「親睦会等」という。）に対する助成を行うことにより、会員相互の交流を促進するとともに同窓会の活性化を図ることを目的とする。

（対象）

第2条 助成は、次のいずれの条件も満たすものを対象とする。

- (1) 会員が主催するものであること。
- (2) 会員が5名以上出席し、かつ出席者の過半数が会則第5条に定める正会員であること。ただし、親睦会等の開催趣旨が有意義と認められ、同窓会長が認める場合は、その限りではない。
- (3) 第1条の目的から逸脱せず、公序良俗に反しないものであること。
- (4) 提出される報告書に記載の親睦会等の名称、内容及び写真が、本同窓会のウェブサイトに掲載されることに同意できること。ただし、『個人情報の保護に関する法律』（平成十五年法律第五十七号）第2条に定める個人情報のうち、事前に本人の承諾を得ていない事項については、この限りではない。

（助成の基準）

第3条 親睦会等への助成は、次のとおりとする。

- (1) 助成金額は、出席会員数に3千円を乗じた金額とし、7万円を上限とする。
- (2) 助成は、一つの親睦会等に対して当該年度につき1回限りとする。ただし、本事業全体の実施状況や当該親睦会の趣旨等を総合的に勘案し、同窓会長が認める場合は、その限りではない。
- (3) 当該年度とは、会則第23条で定めた会計年度に従い4月1日から翌年3月31日までとする。
- (4) 助成は、当該年度の本事業予算額を上限とする。
- (5) 助成は、第1条の目的の実現の他、公平かつ公正に行われるよう措置を講ずるものとし、前4号の他に必要な事項は、同窓会理事会の決議により、別に定める。

（申請）

第4条 助成を希望する親睦会等の主催者は、開催日の6か月前から開催日の3か月後又は当該年度末日のいずれか早い日までに所定の方法により申請を行わなければならない。ただし、当該年度末日までの範囲において、同窓会長が認める場合は、その限りではない。

（助成の決定）

第5条 助成は、同窓会理事会の定める本事業の運営事務局（以下「運営事務局」という。）の審査により決定をする。

（報告）

第6条 助成を受けようとする親睦会等の主催者は、親睦会等を実施した後2週間又は申請日のいずれか遅い日までに、集合写真を含む写真数点を添えて、同窓会のウェブサイトから所定の方法により実施報告を行わなければならない。

（助成の交付）

第7条 助成金は、報告書の提出後、運営事務局の審査により承認された場合に交付する。

（情報の公開）

第8条 同窓会は、同窓会のウェブサイト、総会又は会報等において、助成を実施した活動を公表する。

（規約の改廃）

第9条 本規程の改廃は、同窓会理事会の決議により行う。

（施行期日）

第10条 この会則は令和7年8月1日から実施する。

シティライフ学部同窓会親睦会等助成事業に関する規程のポイント

〈事業の目的〉

宇都宮共和大学シティライフ学部同窓会会則第2条(※1)の目的を達するため同第4条(※2)に掲げる事業の一環として、**会員が主催する各種の会合やイベントに対する助成を行うことにより、同窓会員相互の親睦交流を促進**することを目的とする。

※1 会則第2条「会員相互の親睦を図り、母校の発展及び文化の向上と産業の伸展に寄与する」

※2 会則第4条第3項「会員相互扶助に関する事項」

第4項「その他、この会の目的を達するための必要と認める諸般の事業」

〈対象〉

以下すべての条件を満たす催しであること

会員(下記①～④)が主催

会員(下記①～④)が5名以上参加

参加者の過半数が正会員(下記③)

事業の目的から逸脱せず、公序良俗に反しない

提出した報告書や写真が本同窓会のウェブサイト上に掲載されることに同意できる

【「会員」の種類(会則第5条)】

①名誉会員：この会に縁故のある者で会長の推薦により総会で承認された者

②特別会員：本学教職員

③正会員：卒業生並びに本大学・本学部在籍中に在籍した者で理事会が承認した者

④準会員：本学・本学部在籍中に在籍中の者

【対象となる催しの例】

★卒業生とその家族が集まる飲み会(例：卒業生 5人、その家族 4人)

★教員が呼びかけての卒業生の近況報告会(例：教員 1人、卒業生 5人)

★ゼミの卒業生交流会(例：教員 1人、在学生 5人、卒業生 6人) など

〈助成基準〉

・ **金額：出席 会員(会則第5条に定める全会員対象) 一人につき3千円**

※一つの親睦会等につき **上限7万円**

・ **一つの親睦会等** に対して同一年度内 **1回**

※ただし、予算や趣旨等を総合的に勘案した上で同窓会長の承認による例外規定あり

・ **年度当初に計上する当該年度の本事業予算額を助成の上限額とする**

上記の他、助成を公平かつ公正に行うための必要な事項を、理事会にて別に定める。(＝細則・要綱等)

【助成額算定例】

★卒業生：5人、その家族：4人

⇒ $5人 \times 3,000円 = 15,000円$

★卒業生：18人、在学生：4人、教員：2人、会員以外の同伴者2人

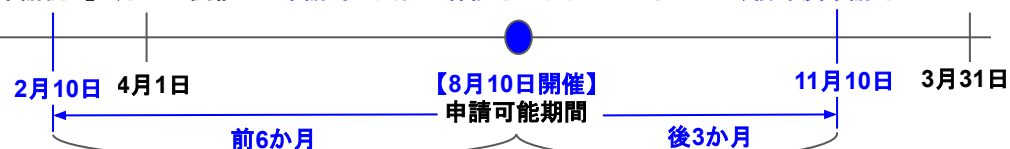
⇒ $(18+4+2) \times 3,000円 = 72,000円$ (上限超え) ⇒助成額：70,000円

★卒業生：5人、在学生：3人、会員以外の同伴者：3人

⇒正会員が参加者の過半数を下回るの**対象外**

〈申請の方法〉開催日の**6か月前**から開催日の**3か月後**又は当該年度末日のいずれか早い日まで所定の方法により申請

【申請例1】8月10日開催 ※申請時に交付が保証されるものではないため、前年度申請可



【申請例2】1月3日開催 ※年度内交付のため、当該年度末日が申請期限となる

